

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定期的な業務又は補助的な業務を行う職務	31	6.0	主事 技師	24 7	141	27.3	主事級
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	110	21.3	主事 技師 専門員	100 8 2			
3級	主任及びこれに相当する保育士の職務又は規則で定める職務	130	25.2	主任 再任用	108 22	130	25.2	主任級
4級	係長、主査及び主任保育士の職務又は規則で定める職務	127	24.6	係長 主査 再任用	88 24 15	127	24.6	係長級
5級	課長補佐、室長補佐及び所長補佐の職務又は規則で定める職務	28	5.5	課長補佐 室長補佐 所長補佐	25 2 1	28	5.5	課長補佐級
6級	政策主幹、消防次長、消防署長、室長、課長、所長、議会事務局次長、主幹、副室長、副課長及び副所長の職務又は規則で定める職務	77	14.9	消防次長 消防署長 室長 課長 所長 館長 分署長 主幹 副室長 副課長	1 1 3 52 1 1 2 6 1 9	77	14.9	課長級
7級	部長、消防長、議会事務局長、参事及び次長の職務又は規則で定める職務	13	2.5	部長 消防長 議会事務局長 参事	9 1 1 2	13	2.5	部長級
8級	理事及び技監の職務又は規則で定める職務	0	0.0	—	0	0	0.0	理事級
合計		516	100.0					

※ 職員数には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む

教育職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	助教諭の職務又は規則で定める職務	0	0.0	—	0	0	0.0	主事級
2級	副園長、副所長、主任教諭、主任保育教諭、主任保育士、教諭、保育教諭、保育士及び指導主事の職務又は規則で定める職務	25	83.3	教諭等 主任教諭等 主査(指導主事) 再任用	12 10 2 1	25	83.3	主事級 主任級 係長級 課長補佐級
3級	園長及び所長の職務又は規則で定める職務	5	16.7	園長 所長 主幹(指導主事)	3 1 1	5	16.7	課長級
合計		30	100.0					

※ 教諭等には保育教諭及び保育士を、主任教諭等には主任保育教諭及び主任保育士を含む

技能労務職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	0	0.0	—	0	1	3.2	主事級
2級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の職務	1	3.2	技能員	1			
3級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする技能主任の職務 2 業務の内容、責任、必要な知識、経験等からみて前号と同程度と認められる職務	14	45.2	技能主任 再任用	3 11	14	45.2	主任級
4級	1 数名の技能労務職員を直接指揮する班長の職務 2 所掌する職務の性質、その職務の遂行に必要な知識又は経験からみてその職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	13	41.9	班長 主任校務員 再任用	10 2 1	13	41.9	係長級
5級	1 相当数の技能労務職員を直接指揮監督する主任班長の職務 2 所掌する職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	3	9.7	主任班長	3	3	9.7	課長補佐級
6級	1 相当数の技能労務職員を指揮監督する技能長の職務 2 所掌する職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	0	0.0	—	0	0	0.0	課長級
合計		31	100.0					